

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金に係る補助金の減額
に関する事務処理要綱

令和3年3月26日2福保高施第2414号

1 目的

この要綱は、令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（令和3年3月25日付2福保高施第2364号。以下「補助要綱」という。）3（5）に該当する場合において、補助金の一部を交付しない場合（以下「補助金の減額」という。）の基準、手続等に関し必要な事項を定め、補助金の適正な執行を確保することを目的とする。

2 対象施設

この補助金の減額となる対象施設は、令和元年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（以下「令和元年度交付要綱」という）に基づくサービス評価・改善計画加算の取組を実施しない施設とする。

3 補助金の減額基準

補助金の減額の基準は、別表のとおりとする。

4 補助金の減額方法

（1）東京都福祉保健局長は、関係資料に基づき補助金の減額方法について定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度途中に新規に開設した施設においては、別表中「サービス改善計画・実施状況の公表」は適用しない。

別表

運営情報等公表事業の種類	減額要件	減額内容等	
		減額時期	減額方法
サービス改善計画・実施状況の公表 【福祉サービス第三者評価（東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指指第638号）に規定するものをいう。以下本表において同じ。）等の活用】	令和元年度交付要綱付表4に定める「福祉サービス第三者評価」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表」及び「利用者に対する調査」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表」のいずれも実施しないもの	令和3年度	令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱に定める「付表3-2 評価加算努力・実績加算」の補助額」のとおり 交付要綱別表の各区分の合計が0円を下回る場合は、補助金を交付しないものとする。
	平成29年度及び平成30年度に「利用者に対する調査」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表」を行い、かつ令和元年度交付要綱付表4に定める「福祉サービス第三者評価」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表」を実施しないもの		
財務情報等の公表	令和元年度交付要綱13に定めるところにより「財務情報等の公表を行わないもの		